

入札(見積合せ)に関する連絡事項

No.	連絡事項
1	裏面の「◆注意事項◆」を必ず確認すること。
2	入札会場・控室での私語は慎むこと。
3	入札会場は、入札開始5分前からの入室をお願いいたします。
	当日、会場にて「入札執行順序」は配布いたしません。
	入札執行は「執行順序表」の順にて行います。
	工事及び業務委託(監督員を配置するもの)関係
	<ul style="list-style-type: none"> ・入札は、別添「入札執行順序」のとおりです。 ・工事及び業務委託(監督員を配置するもの)の設計書の閲覧は、南相馬市ホームページに掲載してあります。 ・入札後、落札業者へ「金抜設計書(紙)」の配布はいたしません。 ※随意契約にて見積合せをする場合(工事・業務委託(監督員を配置するもの)のみ、見積依頼書交付時に金抜設計書(紙)を配布します。(ホームページには掲載しません。)
	物品・役務関係
<ul style="list-style-type: none"> ・入札は、別添「入札執行順序」のとおりです。 ・物品・役務(監督員を配置しない業務委託)の積算資料は、配布した仕様書等に基づき、別途ホームページへの掲載はいたしません。 	
4	共通事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書(随意契約の場合は見積書)、委任状、工事費内訳書、入札辞退書等は南相馬市様式にて提出すること。 ・様式はホームページに掲載してあります。 ・業務委託及び随意契約の場合、工事費内訳書の提出は必要ありません。 ・入札会場において、入札書の提出の際は、封筒への封入は必要ありません。
4	ホームページ掲載の「南相馬市工事等指名競争入札参加心得」を熟読すること。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車でお越しになる際、本庁舎前の駐車場を利用せず市民文化会館(ゆめはつと)駐車場を利用するようお願いいたします。 ※市役所を利用する際の駐車場に不足が生じているために、入札で駐車される場合につきましてご協力をお願いいたします。
◆連絡先◆	
南相馬市 総務部 財政課 契約係	
電話：0244-24-5225 F A X：0244-24-5214	
E-mail： keiyaku@city.minamisoma.lg.jp	

◆注意事項◆

● 質問について ●

質問に関する様式は南相馬市ホームページに掲載してあります。

1. 提出期限：入札日前日（平日）の午前10時まで。
2. 提出方法：財政課契約係に電子メール（Excel形式）にて提出すること。
3. 回答は、電子メール等で、入札日前日（平日）の午後3時まで行う。

● 入札保証金 ●

南相馬市財務規則（以下「規則」という。）第114条の規定により納付しなければならない入札保証金の納付を免除する。

● 契約保証金（工事及び業務委託（監督員を配置するもの）関係） ●

請負代金額（委託料の額）の10分の1以上とする。なお、請負代金額が500万円未満の工事請負契約、委託料の額が200万円未満の業務委託契約は、契約保証金の納付を免除する。

● 前払金等（工事及び業務委託（監督員を配置するもの）関係） ●

1. 工事請負契約

- ①前金払：南相馬市工事請負契約約款（以下「約款」という。）で定める前金払は、請負代金額の**10分の4以内**の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- ②中間前金払：南相馬市財務規則及び約款の定めにより、請負代金額の10分の2以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- ③部分払：約款で定める部分払は工事の既済部分に対する代価の10分の9を超えない範囲とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5を超えた場合に限る。なお、部分払の回数は約款で定めるところによる。

2. 業務委託契約（監督員を配置するもの）

- ①前金払：業務委託契約書で定める前金払は、請負代金額の**10分の3以内**の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- ②部分払：業務委託契約書で定める部分払は、業務委託の既済部分に対する代価の10分の9を超えない範囲とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5を超えた場合に限る。なお、部分払の回数は3回を超えることができない。

● 最低制限価格について ●

1. 工事及び業務委託（監督員を配置するもの）については、設計書にて確認すること。
2. 物品関係の随意契約を除く業務委託については次の最低制限価格を設定する。

$$\text{最低制限価格} = \text{入札書比較価格（税抜予定価格）} \times 2 / 3$$

● その他 ●

1. 南相馬市環境マネジメントシステムを理解し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動に可能な限り協力すること。
2. 下請施工又は業務委託の一部の再委託は、地元業者を優先選定するよう配慮すること。